

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.19

【事務局】北海道立消費生活センター（指定管理者（社）北海道消費者協会）<http://www.do-syouhi-c.jp>
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

ネットワーク、今年で4年目に

平成15年12月に設立した「北海道消費者被害防止ネットワーク」も、今年で4年目に入りました。いろいろな組織が広く連携し、悪質な販売方法から消費者被害を未然に防ごうとする取り組みは、各方面から賛同を得ることができました。

その結果、北海道独自の取り組みは、内閣府がすすめる全国的な取り組みである“高齢者の見守りネットワーク”のきっかけにもなりました。

北海道内では、このようなネットワークが設立するまえから、知人・友人を見ず知らずの人から守ろうとする“ご近所ネットワーク”的なものが各地域に存在していたようです。

働き方や生活スタイルの変化により、人と人とのつながりが希薄になってきた時代だからこそ、私たちのつくるネットワークの存在がますます重要になってきています。

これまでは、消費者側からの被害情報をまとめ、同じような被害に遭わないよう、注意喚起することがネットワークの主な活動になっています。

今後は、それらの情報を活用して消費者被害の未然防止のための活動にも、より積極的に取り組む必要があると考えています。

網走市に28番目のネットワーク

道内各地域に、地域版のネットワークが設立されています。

これまで、消費者被害の未然防止をうたい、ネットワークとして組織化したところは27地域にのぼっています。

そして、この4月には、28番目として「網走市消費者被害防止ネットワーク会議」が設立しました。警察、網走市、網走消費者協会の3者が構成団体となり、相互情報提供を担う協力団体とともに、未然防止の活動に対し、フットワークも軽く進んでいくことでしょう。

この他にも、設立に向けて積極的に取り組んでいる地域もあり、また、既存の組織を利用して、情報収集・交換などを従来よりも積極的に行おうとしている市町村もあります。

とどまることを知らない消費者被害の多様化とその被害額の多さから、消費者被害の未然防止の必要性が、より広く認識されてきている様子です。

加入した団体が、相互に情報を共有するだけでなく、いろいろな組織の方々が、住民の方々に声をかけてあげることのできるネットワークでありたいものです。

高齢者をねらう悪質商法

北海道立消費生活センター

1. 催眠商法(SF 商法)

路上で「ドリンクを無料配布している。」と近くの会場に誘われた。雑貨品などを無料で配布していたが、突然、「健康食品を、今日は半額にする。」と言われた。

さっきまでニコニコ愛想がよかった案内係が怖い顔でいらんでいる。断れる雰囲気ではなくて、契約してしまった。

忠告

ただほど高いものはない。
くれぐれもご用心。

2. 無料の点検商法

「無料で屋根(床下)を点検します。」「排水管の無料点検中」などとサービスを装って訪問。「このままだと床が腐ってしまう。」などと不安をあおり、高額な契約をさせます。

忠告

見知らぬ業者の無料点検はきっぱり断る。
修理が必要と思ったら
地元の業者に相談を。

3. 利殖商法 = 絶対もうかります商法 =

「少ないリスクで大きな利益」、「絶対安全な投資で退職金を増やす。」ありえない話ですが、「話しただけなら」と聞いたばかりに大損をすることがあります。

忠告

投資は、勉強と自己責任が必要です。
楽に儲かる話しはありません。



被害に遭わない3ヶ条

「話だけでも聞いてみよう」は危険
うますぎる もうけ話には、落とし穴
疑おう、人のふところ聞く業者